

「もんじゅ」のナトリウム漏えい検出器の取り付けミスに関連して

平成 20 年 4 月 17 日

原子力安全委員会委員長

鈴木篤之

- 1 . 当委員会は、高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい検出器の取り付けミスに関する、今後の対応方針について、きょう、日本原子力研究開発機構から説明を受けたところであるが、同事案は、1995 年のナトリウム漏れ事故と共通するところがその背景にあるように見受けられ、今後、同機構が原子炉の運転再開を計画していることを踏まえると、深刻な出来事と受け止めざるを得ず、ここに、原子力安全委員会委員長としての所感を述べておきたい。
- 2 . 本事案から学ぶべき教訓は、95 年のナトリウム漏れ事故後の総点検計画の実施にも拘わらず同検出器の取り付けミスを見つけられず、しかも、それを長年にわたって見過ごしてきたことと、取り付けミス発見の発端となった警報発報の事実について、事前の約束にも拘わらず地方自治体に速やかに通報しなかったことの 2 点に集約される。
- 3 . 第 1 の、総点検による見落としについては、同総点検計画が、事業者の総力をあげて実施され、その結果の妥当性確認が行われていたこと、また、同結果に関する規制行政庁による再確認がなされていたという事実からすると、単なる人為的ミスとして簡単に片づけられるものではないようにおもう。当委員会も、規制行政庁の再確認に係る行政行為について規制調査を実施しており、この点について傍観できない立場にある。
- 4 . 総点検にも拘わらず、なぜ、見落としにかんしては、きょうの事業者からの説明の中ではとくに触れられていなかったが、点検項目への入れ忘れということに尽きるようである。しかしながら、総点検を要することになったそもそもの理由からすると、すなわち、もんじゅ事故が、ナトリウム漏れという、もんじゅ特有のナトリウム関連設備機器における事故であったこと、およびその原因が事業者による機器の不適切な施工管理にあったことからすると、当該検出器の取り付け状況確認は、むしろ優先的に点検項目に加えられるべきだったとも考えられ、その他一般の、点検項目への通常の入れ忘れと同列に処理することでは、当委員会として容易には納得できない。

- 5 . 今後の対応策によれば、同型の検出器ばかりでなく、同じようにナトリウム漏えい検知の可能性がある設備機器を含め、新たに点検するとあるが、そのような再点検計画の策定に係る実質的責任の所在を明らかにしておくことが何よりも重要であるようにおもう。ここで、実質的責任とは、組織のトップマネジメントが、本事案の技術的内容や詳細を熟知している専門家による判断を優先して意思決定を行うべきことを意味している。我が国では、時として個人の専門的意見よりも組織としての論理が重視され易いようであるが、専門性にもとづき判断されるべきこのような事案においては、専門家による高度な判断、すなわち専門知こそが優先されるべきことを、事業者は、これを機に再確認すべきであるとおもう。
- 6 . 第 2 の、通報遅れについては、またか、というのが、当委員会の率直な感想である。95 年のもんじゅ事故が社会的に大きな事故として扱われた背景には、ビデオ隠しなど、事業者による当時の情報隠蔽体質があった。その猛省から、以後は、情報公開等に精力的に組織をあげて取り組んで来てくれている、と期待していたところ、今回のような不適切な事案が発生したことは、未だ十分には改善されていないとの危惧を禁じ得ず、まことに残念である。
- 7 . もっとも、このような情報発信の不十分性については、電気事業者においても、依然として指摘されており、日本の原子力界全体として今後とも継続的に取り組むべき課題と、当委員会では考えている。その中で、当委員会がとくに重要と指摘している点は、通報連絡に関して言えば、現場の当事者にその要否の判断を求めるようなことは出来るだけ避けるべきということである。通報するほどのことでないかもしれないと担当者が躊躇したところ、実はやはり直ちに通報すべき事象であった場合、その社会的影響の大きさは現場担当者の責任の範囲を遙かに超えてしまうからである。今回に限らず、我々はそのような事例を繰り返し経験している。
- 8 . 我が国では、現場の技術者の能力が総じて優れており、通報連絡の要否についても、結果的に現場の担当者が判断していることもあるようである。優秀なだけにそれで適切な判断がなされていることが多いようであるが、結果的に不適切な判断だったときにその責任を当事者に求めることになるとすれば、現場に過度の負担を与えることになり、健全な意思決定の仕組みとはおもわれぬ。当委員会がより好ましいと考える仕組みは、現場の担当者の判断の如何に拘わらず、いわば自動的に通報連絡や情報発信がなされるような IT 技術を活用した先進的情報伝達である。
- 9 . 通報連絡の仕組みを改善する上から、多くの場合、通報連絡基準をより明確化するとともに、そのためのマニュアル類を整備するなどの方策が打ち出される。今回の事案

についても、同様な対策が施されることになっている。そのような改善策は、基準を予め定め、一定のルールにしたがって誰もが同じように行動することを目指す観点からは確かに必要であるものの、当該事業者においては、95年の事故を重く受け止め、それを教訓として他に範を垂れるくらいの姿勢が求められているのではないかとおもう。その意味からは、情報伝達自動化システムの先導的構築など、抜本的取り組みを期待したい。

10. 今回のような自治体への通報連絡について、日本のある電力会社において、度重なる情報トラブルを経験した後、自治体側が望む以上の情報を電気事業者側が提供することを試みに行った結果、事態が著しく改善されたとされる事例が、過去に報告されており、当該事業者も参考にすべきではないかとおもう。情報提供の範囲が自治体の要請にもとづいて決められ、それにしたがって事業者から情報が出されている内は、まだ情報公開のレベルは十分とは言えない。むしろ、自治体側の要望以上の情報がホームページ等によって事業者側から恒常的に発信されるような状況を作り出して行くことが必要ではないかと感じている。ホームページ上に掲載されている情報をみると、その質と量は、当該事業者の場合、電気事業者に比べ見劣りする感を否めない。

11. 当委員会は、電気事業者における種々の不祥事が大きな社会問題となったことをうけて、平成14年10月28日に、「原子力安全の信頼の回復に関する勧告」と題する勧告文を、内閣総理大臣を通じ経済産業大臣宛てに発している。その中で、「国と事業者の責任分担の明確化」、「運転段階の安全を重視した規制制度の整備」に加えて、「情報公開と透明性の向上」の必要性をあげ、「安全性に係る透明性の強化のためには、国や地方公共団体の指導を待つまでもなく、事業者が自主的に情報発信することが最重要であるとの認識に立って、経済産業省は事業者に対し、規制の直接の対象とならない故障・トラブルなどに関する情報を含め、安全運転に係る情報の外部への恒常的発信を積極的に奨励すること。」を求めており、こうした自主的な情報発信の必要性は、これ以降も繰り返し指摘してきている。今回の事案は、これに反して、地方自治体の指導によってこのような対応策が検討されるに至ったとも受けとられかねない結果を招いているのは、まことに残念と言わざるを得ない。事業者および規制行政庁は、この平成14年10月の勧告文の意味するところを、あらためて思い起こしてほしい。

12. もんじゅは、不幸にして長年、運転停止の状態にあるが、将来型原子炉として、国内ばかりでなく、国際的にも大いに注目されている。その安全な運転再開は、その点から国際的責務でもある。当該事業者においては、世界的プロジェクトを進めるとの気概と緊張感をもって、これを機に、いままで以上に気を引き締めて安全確保に取り組んでもらうことを要請して、委員長の所感としたい。